

厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和7年5月1日現在)

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

□東海北陸厚生局への届出事項について（医科）

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 精神科救急急性期医療入院料
- 精神療養病棟入院料
- 精神科地域包括ケア病棟入院料
- 救急医療管理加算
- 特殊疾患病棟入院料 2
- データ提出加算 1・3
- 診療録管理体制加算 3
- 看護補助加算 3
- 看護補助体制充実加算 2
- 検体検査管理加算（Ⅰ・Ⅱ）
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科急性期医師配置加算 3
- 入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）
- 精神科救急医療体制加算 2

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- 精神科作業療法
- 医療保護入院等診療料
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 小児運動器疾患指導管理料
- CT撮影及びMRI撮影
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 療養生活継続支援加算
- 早期診療体制充実加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料 28

□東海北陸厚生局への届出事項について（歯科）

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- クラウン・ブリッジ維持管理料

- C A D/C A M冠
- 歯科疾患管理料の注 11 に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

□各種加算について

■早期診療体制充実加算

当院では、早期診療体制充実加算を算定する患者さんに対して診療と共に以下の対応を行っております。

- ・患者さんの相談内容に応じたケースマネジメント
- ・障害福祉サービス等の利用に係る相談
- ・介護保険に係る相談
- ・通院されている患者さんについて、相談支援専門員及び介護支援専門員からの相談
- ・市町村、保健所等の行政機関、地域生活拠点等との連携
- ・精神科病棟等に入院していた患者さんの退院後支援
- ・身体疾患に関する診療又は、他の診療科との連携
- ・健康相談や予防接種に関する相談
- ・可能な限り向精神薬の多剤、大量、長期処方を控えております

最初に受診した日から 3 年以内の期間に行った場合	20 点
上記以外の場合	15 点

■医療情報取得加算

当院では、マイナンバーカードによる保険証によるオンライン資格確認を導入しております。診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

<初診時> 月に 1 回	1 点
<再診時> 3 月に 1 回	1 点

■一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切な医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。お薬についてご不明・ご心配事がありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

一般処方加算 1	後発医薬品のある全ての医薬品（2 品目以上の場合）が一般名処方されている場合	10 点
一般処方加算 2	後発医薬品のある全ての医薬品（1 品目でも）一般名処方されている場合	8 点

□入院基本料に関する事項について

2A 病棟に関する施設基準

当病棟は精神科救急急性期医療入院料を算定しています。当病棟では 1 日 15 人以上の看護師が勤務している病棟です。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 朝 9 時～夕方 17 時まで看護師一人あたりの受け持ち患者さんの数は 5 人以下です。
- 夕方 17 時～朝 9 時まで看護師一人あたりの受け持ち患者さんの数は 24 人以下です。

2B 病棟に関する施設基準

当病棟は精神科地域包括ケア病棟入院料を算定しています。当病棟は 1 日 12 人以上の看護職員（看護師及び准看

護師)が勤務している病棟です。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

○朝9時～夕方17時まで看護職員一人あたりの受け持ち患者さんの数は8人以下です。

○夕方17時～朝9時まで看護職員一人あたりの受け持ち患者さんの数は30人以下です。

3A病棟に関する施設基準

当病棟は精神療養病棟入院料を算定しています。当病棟では1日10人以上の看護要員(看護師、准看護師、看護補助者)が勤務している病棟です。また、その内の5人以上が看護職員(看護師と准看護師)であり1人以上は看護師となっております。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

○朝9時～夕方17時まで看護要員一人あたりの受け持ち患者さんの数は9人以下です。

○夕方17時～朝9時まで看護要員一人あたりの受け持ち患者さんの数は25人以下です。

3B病棟に関する施設基準

当病棟は特殊疾患病棟入院料を算定しています。当病棟では1日18人以上の職員(看護師、准看護師、看護補助者)が勤務している病棟です。また、その内の9人以上が看護職員、(看護師と准看護師)であり2人以上は看護師となっております。なお時間帯ごとの配置は次の通りです。

○朝9時～夕方17時まで看護要員一人あたりの受け持ち患者さんの数は5人以下です。

○夕方17時～朝9時まで看護要員一人あたりの受け持ち患者さんの数は30人以下です。

□保険外負担について

※当院は下記について、その使用量、利用回数に応じた実費負担をお願いしております
(個室料金)

病棟	金額（消費税込）	利用人数	部屋数	部屋番号
P-2A	6,600円	1人	2部屋	26・27
	3,300円		10部屋	1・2・3・5・6・7・8・9・24・25
P-3A				4部屋

※病状により個室入室を、医師が指示した場合は徴収いたしません
(文書料金)

金額(消費税込)	文書の種類
6,600円	自立支援診断書、精神障害者保健福祉手帳診断書、年金診断書
3,300円	生命保険診断書、施設入所診断書、初診証明書、受診状況等証明書
2,200円	おむつ使用証明書、支払い証明書、当院普通診断書、障害証明書

□入院食事療養について

当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食:8時、昼食:12時、夕食:18時)、適温で提供しています。

□診療明細書について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

□その他

■小遣い管理費	1 日	165 円
■衣類保管	1 日	55 円
■年金管理	1 カ月	1,100 円
■病院車使用料	1 km	385 円
■障害者手帳保管料	1 カ月	550 円
■障害者手帳申請・更新代理行為	1 回	1,100 円
■健康診断料	1 回	19,800 円
■健康診断料（感染症検査なし）	1 回	16,500 円
■死後処置料	1 回	16,500 円
■荷物処分料	1 セット	1,100 円
■寝衣	1 セット	2,508 円

□予約料について

当院にて公認心理師が対応させていただく場合、その対応時間を確保する上で、保険診療費とは別に予約料 1,660 円（税込）をお支払いいただく場合があります。また、当院の都合により、ご予約時間から 30 分以内に公認心理師による対応が開始出来ない場合、その日の予約料をお支払いいただく必要はございません。ご予約をキャンセルされる場合、必ず当院までご連絡をいただきますようお願いいたします。

※予約料に関するお問い合わせは、当院の公認心理師までお問合せください。

□相談料について

当院では、ご自身の診察ではなくご家族等に関する相談も承っております。その場合の料金は保険扱いではなく、下記の料金になります。

15 分以内 3,300 円（税込）

16 分以上 6,600 円（税込）

□指定を受けている公費負担制度

- 生活保護法
- 中国残留邦人に対する医療支援給付
- 特定疾患医療給付
- 自立支援医療（精神通院医療）
- 障害者医療費助成制度
- 精神障害者医療費助成制度
- 精神保健福祉法による措置入院
- 医療観察法の規定に基づく鑑定入院医療機関
- 医療観察法の規定に基づく指定通院医療機関
- 労災保険指定医療機関
- 指定小児慢性特定疾病医療機関

